

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	田辺市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.tanabe.lg.jp/jyouhou/my_number.html

執行機関名 田辺市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	田辺市障害者日中一時支援事業による障害者の日中一時支援に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第11の項 田辺市障害者日中一時支援事業による障害者の日中一時支援に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第一条	田辺市障害者日中一時支援事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、障害者及び障害児の日中における活動の場を提供し、障害者等の見守りや社会に適応するための日常的な訓練、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の場を確保することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		田辺市障害者日中一時支援事業実施要綱 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)